平成２６年（フ）第７１８号
広島市西区観音本町１丁目18番14―201号
債務者　守屋　恵子（旧姓小尻）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１９号
広島県東広島市黒瀬楢原北２丁目21―22、住民票上の住所広島県東広島市黒瀬切田が丘１丁目22番６号
債務者　吉野　絵美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３５号
広島市中区橋本町７番11―302号
債務者　大神　正美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３８号
広島市南区翠４丁目２番10号
債務者　比嘉　弥奈
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４２号
広島市安佐北区落合４丁目15番16―116号
債務者　酒井　　廣
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０号
山口県下関市豊田町大字西市36番地
債務者　田中　教子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
愛媛県新居浜市西原町２丁目４番134号、前住所広島県福山市東川口町５丁目８番45―201号　川口東マンション
債務者　田邉　美幸
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１１３号
愛媛県西条市玉之江276番地、前住所愛媛県西条市三津屋238番地６
債務者　一色　美鈴
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１１４号
愛媛県西条市玉之江276番地、前住所愛媛県今治市南宝来町１丁目４番地14
債務者　一色　　茜
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第４４号
福岡県筑後市大字一条645番地１　Ｊ．Ｙ．ＴＯＷＮ．Ｂ102号
債務者　池松　正洋（旧姓井原・轟）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第３２６号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目31番７号
債務者　宮薗　　将
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３３１号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目24番８号　谷村アパート102号
債務者　宅間　利春
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
鹿児島県鹿児島市郡元町６番28号　オアシス郡元303号
債務者　下池　次夫
法定代理人成年後見人　是枝　真紀
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９７号
鹿児島県垂水市市木942番地６
債務者　松浦ひとみ
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
兵庫県川西市東畦野２丁目５番10―402号、前住所兵庫県川西市笹部２丁目６番16号201
債務者　櫻田　靖人
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４７８号
兵庫県尼崎市善法寺町25番４号
債務者　内藤　　勲
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０４号
兵庫県芦屋市呉川町１番３―405号
債務者　大﨑　幹男
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係